

## 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年10月9日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 上越あるるん村

所在地 上越市大道福田622番地 外

設置者 えちご上越農業協同組合

### 2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻等の変更）に関する届出

公告日 平成30年5月11日

### 3 意見の概要

#### (1) 上越市からの意見の概要

意見なし

#### (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

### 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

### 5 縦覧期間

平成30年10月9日から平成30年11月9日まで